

区のお知らせ

昭和50年10月12日

足立区国民年金課

☎882-1111

国民年金特集号

国民年金で明るい老後を

■消費者物価にスライドして 今年も年金額が21.8% 引上げられました■



平均寿命が年々伸びていることは喜ばしいことですが、その反面核家族化などにも進み、昨年60歳以上のお年寄りだけの世帯が全国で168万世帯にもなり、前年より約2万世帯もふえました。

また、近年は社会情勢のきびしさも加わって、国民年金制度に寄せる関心は一層高まっております。

お年寄りの明るい老後と、生活の安定をねがう国民年金制度は、昨年について今年も物価スライドによる年金額の引き上げ(21.8%)が、9月に繰上げ実施され、ますます期待がもたれるようになりました。

まだ加入していない方、厚生年金などをやめたままの方、今なら時効となって納められなくなった、2年以前の保険料も特別に取り扱っている期間中でもありますので、すぐ加入して将来はみんなが年金を受けられるようにしてください。

■拠出年金のごあんない

■強制加入対象者の方で、とくに35歳以上の未加入の方へ

●すぐに加入の手続き

自営業者、およびその家族の方など、他の公的年金(厚生年金、共済組合等)に加入していない方(強制加入対象者)は国民年金に加入しなければなりません。

老齢年金を受けるためには、60歳になるまでに保険料を25年間(生年月日によって、別記「老齢年金受給資格期間表」のとおり10年から24年に短縮されます)納付することが必要です。35歳以上の方は、これから加入したのでは60歳までに前記の受給資格年数に足りません。

しかし、今なら、その足りない過去の保険料を1ヵ月900円の割でさかのぼって納められます。

この特別の取扱いは今年の12月までです。

従って、今すぐ加入して不足する過去の期間の保険料を今年の12月末日までに納めれば老齢年金の受給資格が得られます。来年では遅すぎます。いまずぐ加入の手続きをしてください。この機会を逃し、一生損をするのではないようにしましょう。

なお、明治44年4月2日以降に生れ、現在60歳を過ぎている方(強制加入対象者に限る)であっても、これから加入して今年12月末日までに保険料を一括納付すれば、65歳から年金が受けられますので、至急加入してください。

さかのぼって納めなければならない金額は、年齢によって異なりますが、目安のため具体例を2つあげておきますのでご参考にしてください。(くわしくは国民年金課適用係へお問い合わせください)

(例1)

※ 年齢が37歳の場合(昭和13年10月12日生)

○ 保険料を60歳になるまでに最低25年間納めることが必要です。(別記「老齢年金受給資格期間表」参照)

○ これから納める保険料(50年10月分から60歳になるまでの23年間分)だけでは2年間不足となりますので、さかのぼって納めることが必要です。

○ これからの月分の保険料は3ヵ月ごとに納め、さかのぼって納めなければならない2年間分の保険料21,600円(1ヵ月900円の割合)は、今年の12月末日までに必ず納めることが必要です。

○ 65歳から339,600円の年金が受けられます。

(例2)

※ 年齢が50歳の場合(大正14年10月12日生)

○ 保険料を60歳になるまでに最低20年間納めることが必要です。(別記「老齢年金受給資格期間表」参照)

○ これから納める保険料(50年10月分から60歳になるまでの10年間分)だけでは、10年間分不足となりますので、さかのぼって納めることが必要です。

○ これからの月分の保険料は、3ヵ月ごとに納め、さかのぼって納めなければならない10年間分の保険料108,000円(1ヵ月900円の割合)は今年の12月末日までに必ず納めることが必要です。

○ 65歳から、275,925円の年金が受けられます。

■古い未納保険料のある方へ

●特例納付できる期限は、今年の12月で終了です。

国民年金は、年齢によって60歳までに保険料を納める期間(別記「老齢年金受給資格期間表」参照)がきまつており、この期間に1ヵ月でも不足すると、将来年金は受けられません。

保険料は、納期限から2年をすぎると時効となり、あとからは納められませんが、特例で、昭和50年12月末日までに限って1ヵ月900円の割で納められます。

ただし、この取り扱いが強制加入者に限られますのでご注意ください。

また、この取り扱い期間もあとわずかとなりましたので、納め忘れがあると思われる方は、この機会に年金手帳または領収書をもう一度お調べのうえ至急納めてください。

納める用紙(国庫納付書)は、お近くの郵便局にそなえてありますので、ご利用ください。

■あなたは加入していますか

○必ず加入しなければならない人(強制加入)

厚生年金や、共済組合などの公的年金制度に加入していない20歳から59歳までの日本国民。

○希望で加入できる人(任意加入)

サラリーマンの奥さんや、民間部の学生、公的年金制度の年金受給権者とその配偶者などで20歳から59歳までの日本国民。

■附加(加算)年金で老後をより豊かに

より高い年金を受けたいと希望される方は、定額保険料(1ヵ月1,100円、51年4月から1,400円)に、400円を上積みしますと割増しの年金が受けられます。

ご希望の方は、印鑑と年金手帳をご用意のうえ、国民年金課または、お近くの出張所へ申し出てください。

ただし、保険料免除者は除かれます。

受けられる年金額は、保険料を納めた月数に200円をかけた金額です。

(例) 25年間納めたとき

一般分 800円×300月×1.415(スライド分) = 339,600円
 附加分 200円×300月(スライドなし) = 60,000円
 合計 = 399,600円

■国民年金の特色

△ あなたが納めた保険料に、国もその半額を上積みして積みたてます。

△ 保険料は、所得控除(社会保険料)の対象となります。

△ いろいろの年金制度は通算されます。

●老齢年金受給資格期間表●

生年月日	最低必要な納付期間
明治44.4.2~ 45.4.1	10年
45.4.2~大正2.4.1	
大正2.4.2~ 3.4.1	
3.4.2~ 4.4.1	11
4.4.2~ 5.4.1	
5.4.2~ 6.4.1	
6.4.2~ 7.4.1	
7.4.2~ 8.4.1	
8.4.2~ 9.4.1	
9.4.2~ 10.4.1	15
10.4.2~ 11.4.1	
11.4.2~ 12.4.1	
12.4.2~ 13.4.1	18
13.4.2~ 14.4.1	
14.4.2~ 15.4.1	
15.4.2~昭和2.4.1	21
昭和2.4.2~ 3.4.1	
3.4.2~ 4.4.1	
4.4.2~ 5.4.1	24
5.4.2~以降	

■サラリーマンの奥さんも国民年金へ加入を

奥さんは国民年金、ご主人は厚生年金など、ご夫婦が豊かな老後をすごせるよう、今からでも国民年金に加入してご自分も年金を受けられるようにしてはいかがでしょうか。

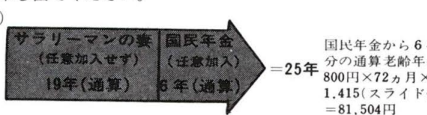
サラリーマンの奥さん(20歳以上59歳未満)は、ご主人が厚生年金などに加入しているため国民年金は任意加入となり1年以上加入するだけで老齢(通算)年金がうけられます。

ただし、年金の受給資格期間をみる場合、サラリーマンの配偶者であった期間(ご主人の厚生年金などの加入期間)と国民年金の加入期間とを合せて、60歳までに25年以上、(年齢により別記「老齢年金受給資格期間表」のとおり10年から24年に短縮)となる必要があります。

保険料は、1ヵ月1,100円(51年4月から1,400円)で、年金額は実際に保険料を納めた月数で計算されます。

なお、加入の手続きはご主人の厚生年金被保険者証または、年金手帳と印鑑をご用意のうえ、お近くの出張所か国民年金課へ申し出てください。

(例)



○国民年金に加入しますと老齢年金だけでなく、下の表のようにいろいろの場合に年金が受けられます。

また、年金額は経済社会情勢の変動に対応させるため、消費者物価スライド制となっており、昨年の16.1%について今年も21.8%引上げられました。

(昭和50年9月から実施)

●拠出年金の種類●

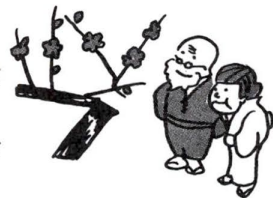
年金の種類	受けられるとき	対象	年金額			
			改正前		改正後	
			年額	月額	年額	月額
老齢年金	保険料を納める期間は、60歳になるまで、25年以上必要です。ただし、昭和5年4月1日以前に生れたかたは、左の表のとおり24年から10年まで短縮されます。65歳から一生	10年	174,150円	14,512円	212,250円	17,687円
		25年	278,640円	23,220円	339,600円	28,300円
		40年	445,824円	37,152円	543,360円	45,280円
	高齢者特例(5年年金に加入したかた)	5年	111,456円	9,288円	135,840円	11,320円
通算老齢年金	他の公的年金と通算期間25年以上のかたか65歳になったとき。	10年年金 一般	国民年金納付月数×1,200円×1.161 国民年金納付月数×800円×1.161	国民年金納付月数×1,200円×1.415 国民年金納付月数×800円×1.415		
障害年金	病気がケガで、日常生活にいちじるしく支障がある障害になったとき。保険料を納めた期間は、最近1年以上、免除のある場合は、3年以上(以下納付要件同じ)	障害程度 2級 1級	278,640円	23,220円	339,600円	28,300円
			348,300円	29,025円	424,500円	35,375円
母子年金	夫と死別し、18歳未満の子といっしょに生活している母。	子1人 子2人	278,640円	23,220円	339,600円	28,300円
			9,600円加算	800円	9,600円加算	800円
準母子年金	孫または、弟妹のいる祖母または姉(年齢は上と同じ)	子3人 以上	1人につき 4,800円加算	400円	1人につき 4,800円加算	400円
遺児年金	片親によって、生活していた18歳未満の子が、親の死亡により、孤児となったとき。					
か夫婦年金	老齢年金を受ける資格のある夫が年金を受ける前に死亡したとき、10年以上つれそった60歳から65歳未満の妻。	老齢年金(800円×(納付月数+免除月数)×1.161)の半額	老齢年金(800円×(納付月数+免除月数)×1.415)の半額			
死亡一時金	保険料を納めた期間が、3年以上で年金をもらったことがないかたが死亡したとき。	3年以上15年未満 15年以上	17,000円 21,000円から52,000円	3年以上15年未満17,000円 15年以上21,000円から52,000円附加年金加入のとき上の額の半額加算		
附加年金(加算年金)加入したかた			附加年金納付月数×200円(年額)		附加年金納付月数×200円(年額)	

(注) 5年年金は、10月から更に年額156,000円(月額13,000円)に増額されます

年金で

しあわせな

老後を



いろいろな年金制度は通算されます

現在、公の年金制度は、国民年金、厚生年金、共済組合などに大別され、だれでもそのどれかの年金に加入することになっております。

どの年金に加入するかは、職業により異なっております。職業が変わったため、一つの年金だけでは一定の年数にたりない方のために、それぞれの年金の期間を合せて(別記「老齢年金受給資格期間表」参照)の年数になれば年金を支給するのが通算年金制度です。

将来年金を受けるためには、国民年金と通算のときは25年以上、厚生年金などでは20年以上、加入していることが必要です。

この年数をみれば、厚生年金などの分は60歳から、国民年金の分は65歳からそれぞれの期間に応じた年金が支給されます。

ただし、厚生年金の脱退手当金を受けた期間は通算されません。

国民年金保険料が

51年4月から改定されます

年金額が引き上げられたことにより保険料も段階的に引き上げられることになっており、昭和51年4月分から次のように改定されます。

保険料の種類	現行月額	改定月額
通常保険料	1,100円	1,400円

※附加年金保険料(月額400円)は現行どおりです。

保険料を納める方法は

区役所からあらかじめ皆様へ、金額や納める期限などが書いてある納付書をお送りします。これにより期限内のご都合のよいときに納めていただきます。

この納付書で納めるところは、都内の銀行・信用金庫・信用組合の各本支店、都内の各郵便局、区内の農協、足立区役所と第二庁舎内にある派出所となっております。つまり、どこの銀行、郵便局という指定はなく、お仕事やお住いの近くで納められます。

納入後の領収証書は、お手数でもあなたの年金手帳といっしょに保管して下さい。

保険料のお支払は便利な口座振替で

電気、ガス等の自動支払と同様に、金融機関があなたに変わって、ご指定の預金口座から自動的に保険料を納付するしくみです。

○取扱金融機関……銀行・信用金庫・信用組合の本、支店・農協。(郵便局は除く。)

○振替のできる預金口座…普通預金・当座預金・合同運用指定金銭信託に限りです。

○ご家族の預金口座からも振替られます。

手続きは、

○あなたの預金口座のある金融機関の窓口へ、国民年金手帳、預金通帳、通帳に使用している印鑑を持参し、お申し出ください。

納期限はぜひお守り下さい

保険料を納期限後いつまでも未払いのままにしておきますと

①あなたの将来の年金を受ける資格に関係してきます。

②万一、事故があったときなど、せっかくの年金が受けられず、思わぬ損をすることがあります。

このようなことから、ぜひ納期限をお守りください。

保険料が納められないときは免除の手続をどうぞ

経済的事情などで、保険料を納めることが困難なときは、免除制度をご利用ください。

また、生活保護法による生活扶助、障害年金を受けているかたは、その受給を受けたときにさかのぼって保険料の納付が免除になります。

免除になれば、その期間の年金額支給は害になりますが、年金を受ける権利は確保されます。

満65才になったら老齢年金の請求を

満60歳をすぎに加入期間が終り、保険料を完納(免除期間も含まれます)された方は、満65歳になったとき、老齢年金の請求をして下さい。

手続は印鑑、年金手帳(振込先の郵便局名、銀行希望の方は預金口座番号)をご用意のうえ区役所国民年金課へおいで下さい。

なお、事情により早く年金を受けたい方は、希望すれば60歳から、下の表のように減額した年金の請求もできます。

ただし、減額された年金額は終身かわりません。

65歳前に支給を希望した場合の減額率

60歳以上61歳未満	4 2%
61 " 62 "	3 5%
62 " 63 "	2 8%
63 " 64 "	2 0%
64 " 65 "	1 1%

なお、66歳以降に支給を希望(65歳前に申出が必要)することもでき、この場合は年齢によって年金額が多くなります。

福祉年金のごあんない

今年も福祉年金の額が大幅に引き上げられました

◎ 国民年金は、かけ金を納めて受ける提出年金が基本となりますが、日本国民で、この年金制度が始まったとき、すでに高齢に達していたかた、障害者や母子世帯であったかたなどのために、福祉年金があります。

○福祉年金の種類

年金の種類	受けられるかた	年金額	
		年額	月額
老齢福祉年金	明治44年4月1日以前に生れたかたが、70歳になったとき	144,000円	12,000円
老齢特別給付金	明治39年4月1日以前に生まれたかたが、70歳になるまで	108,000円	9,000円
障害福祉年金	20歳以上のかたで、20歳未満のときや、国民年金に加入後1年以内に重度の障害(国民年金法の1~2級)に該当したかたなど	1級	18,000円
		2級	12,000円
母子福祉年金	国民年金に加入後1年以内に夫と死別し義務教育終了前の子か、国民年金法の1級か2級の障害者(20歳未満)と生活している母	子1人のとき	15,600円
		子2人以上のとき	800円
		第2子9,600円加算	
準母子福祉年金	母子福祉年金に準じ、孫または弟、妹と生活している祖母、姉など	第3子から1人につき4,800円加算	400円

(注) 年金額は昭和50年10月分からの改正額



◎ 福祉年金は、かけ金なしで、国が費用を全額負担するので、つぎのような所得による支給制限と公的年金受給による支給制限があります。したがって、受給権者本人、配偶者、扶養義務者のうち、だれかが限度額以上の所得があった場合は支給が停止されます。所得制限にかからない場合でも、受給権者が現に公的年金を受けているときは、その年金の種類により、つぎの限度で支給が停止されます。

(注) ここに扶養義務者とは、受給権者と同居している子供達のうち、生計維持の中心者のことです。

○所得による支給制限(昭和49年中の所得金額)

扶養人数	老齢障害者の本人	母子準母子の本人	配偶者扶養義務者
0人	600,000円	1,632,500円	6,129,300円
1人	762,500円	1,852,500円	6,386,800円
2人	982,500円	2,072,500円	6,606,800円
3人	1,202,500円	2,292,500円	6,826,800円
4人	1,422,500円	2,512,500円	7,046,800円
5人	1,642,500円	2,732,500円	7,266,800円

以上1人増すごとに220,000円加算

所得とは 給与所得の場合 (収入金額) - (給与所得控除額)
その他の所得の場合 (総収入金額) - (必要経費)

○公的年金受給による支給制限

普通恩給・厚生年金等	年額24万円以上の場合は、支給停止
戦争公務による遺族年金等	(戦死者の旧階級)少佐相当以上の場合は支給停止

○老齢福祉年金(老齢特別給付金)の請求手続きに必要なもの

1	世帯全員の住民票の写し(謄本)	区役所の各出張所で、無料で交付します。(1通)
2	印鑑	実印でなくても結構です。
3	公的年金証書	公的年金等を受けている人だけが必要です。 ※公的年金とは、恩給・厚生年金(遺族年金を含む)。公務扶助料・戦没者遺族年金等をいいます。
4	所得証明書	(1)ことし、足立区外から転入した人 (2)70歳になったとき、足立区外に住んでいた人 (3)配偶者が足立区外に住んでいる人 ※証明書は、区役所国民年金課・各出張所にあります。

(注) 老齢特別給付金の請求手続をした人は、70歳になって重ねて老齢福祉年金の請求手続きをする必要はありません。(70歳になった翌月分から、自動的に老齢福祉年金が支給されます。)

内線

お問合せは 加入・やめることは……388
は かけ金のことは……396
お気軽に 年金をうけることは……392
足立区役所 その他知りたいことは……385
国民年金課 ☎(882) 1111(代)